

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2015年1月号

(議会報告通号 Vol. 80)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

衆議院選挙の結果を受けて



2014年末は衆議院選挙が行われ、再び自民・公明が3分の2を越す結果となりました。

今回の選挙で首相はアベノミクスの是非を問うと言いましたが、この2年間の政権がやってきたことを考えてみると、集団的自衛権の容認、秘密保護法、原発再稼働をめざす動きなどがありました。こうした動きによって、ともすれば私たちが日本で安心しておだやかに暮らしていくことや、社会問題について情報を集めて自分の考えを発信していく権利さえも脅かされかねない情勢になってきていると私は考えています。

今回の選挙を経て、解散がなければこれから4年間、この体制が続くこととなります。その間に、「もし日本で戦争が起こったら私はどうふるまうか、家族はどうするか」といったことを本当に現実に考えていかなければならない世の中になりかねないのではないかとさえ思ってしまうのですが、なんとしてもそれを阻止しなければならぬと考えています。

こうした状況を考えると暗澹とした気持ちになりますが、しかし、2年前の選挙とまったく同じだったわけではありません。争点のはっきりしない選挙戦においてわずかながらも自民党が議席を減らし、排外主義的な主張をする政党も議席を減らしました。一方で、自民党に対抗していかなければならないという立場の政党が数を増やし、沖縄では小選挙区で自民が全敗したことは、ポジティブな要素としてとらえたいと思います。

この練馬の地からも、区民の皆さんの視点に立った声をあげつけていきたいと思います。

2015年は4月に統一地方選挙が予定されています。練馬区では区議会議員選挙が行われます。(都知事・都議・区長の選挙は別な時期にあるため、統一地方選挙では行われません。)

近日常に私の2期目の活動の総括、3期目に取り組みたいことを皆さんにお示しできればと考えています。

二〇一五年一月

かとうき 桜子

2月1日、区政報告会 & 東北との生中継交流会を行います。

2015年2月1日(日) 午後2時~4時
練馬区 区民・産業プラザ
(練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階)

前半1時間は12月の議会での議論、また2月から始まる議会の見通しをお話しさせていただきます。また後半は初めての試みとして、宮城県気仙沼市の「気仙沼復幸マート」の方たちと「スカイプ」を通じてつながり、お話を聞いて現地の商品を紹介していただく「生中継ライブショッピング」の交流イベントを実施します。皆さんから先方に質問することもできる、双方向のイベントです。



宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援をしています。2011年12月の商店街開設時からカンパを続けています。2011年12月から2014年11月25日までのカンパの総額は109万3770円です。

いよいよ来年には本設の商店街の着工がされると聞いていますが、実際に商店街が再建できるまでにはまだ時間がかかるとおられます。また、私たちがお送りしているカンパは、本設に移行する際にかかる費用に充てたいと考えてくださっているそうですので、仮設から本設に移行できるまではカンパを続けたいと思っています。引き続きの応援をお願いします。

[郵便振り込み・口座番号]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み: ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158

かとうき桜子プロフィール

- 1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙にて初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。



第6期介護保険事業計画の素案が出ました

国の介護保険改定の主な内容

- ◆ 高齢者が地域で暮らすための医療・介護・住まい・介護予防等の連携体制（地域包括ケアシステム）を構築するための事業を市区町村で実施する

- ◆ 要介護認定で「要支援」と判定された人への訪問・通所介護サービスを従来のように国の基準で実施するものから市区町村で定める実施するものへと変更し、ボランティアによる対応も可能にしていく

- ◆ 特別養護老人ホームの入所は原則要介護3以上の人に限定する
- ◆ 低所得者の保険料軽減
- ◆ 一定以上の所得の人（65歳以上の人全体の上位20%程度）の利用料負担を1割から2割へ引き上げ

- ◆ 入所施設を利用する低所得の人に食費・居住費を補てんする制度があるが、その支給の際に所得だけでなく資産の確認も要件とする

練馬区の第6期計画（2015年度） 2017年度素案で示された方向性

- ◆ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の本所4カ所に「医療と介護の相談窓口」を設置し、推進員を配置
- ◆ 在宅で療養する患者の病状の変化に対応できる後方支援病床の確保
- ◆ 区内に4カ所、医療・介護・健康に関する相談と交流の拠点「街かどケアカフェ」を設置

- ◆ 住まいのバリアフリーを進めて長く自宅でも暮らせるよう、住宅改修の対象となる種目・費用の引上げ
- ◆ 在宅療養に関し講演・シンポジウム・ガイドブックにより区民への啓発
- ◆ 高齢者が活躍できるボランティア育成研修を実施

かとうき桜子が課題と考える点

今回の介護保険改定で、介護を必要とする高齢者の生活に悪影響があるのではないかと懸念されている点の一つに「要支援の人への介護を市区町村の事業とすること」があります。この改定に伴い、練馬区も訪問・通所サービスについて区独自の基準を示しました。ここでは左の図2で訪問サービスの例を紹介しますが、**専門職の配置基準等の緩和をしています**。しかし、本来ならば区独自の事業になるからと言って基準を緩める必要はないはずで

特に訪問サービスは、利用する高齢者の家で利用者と従事者が1対1になるので、事故やトラブルといったリスク管理をしっかりとしなければなりません。なのに、その対応をする職員の専門性の基準を緩めることは問題であると考えます。

このように質を落としても介護にかかる費用を削減する制度のもとでは、高齢になって安心して地域生活を続けられないのではないでしようか。これではせっかくの地域包括ケアシステムも画餅になりかねません。介護が必要になった時に地域で適切なサポートを受けられるしくみづくりを引き続き提案していきたいと考えています。

介護保険は2000年に発足した制度です。各市区町村が3年に1度、介護に関する計画を立て、その計画実現のために65歳以上の住民の保険料を定めるしくみです。2015年4月から第6期介護保険事業計画が始まるため、練馬区では昨年12月にその素案が示されました。とはいえ、国の制度設計の細部がまだ決まっていない部分もあり、それに伴って保険料の額など未定のものも多いですが、今回のレポートではまず区内の高齢者をとりまく現状と課題、制度の方向性を紹介します。

練馬区の現状と課題

2014年1月現在の練馬区の総人口約71万人のうち、65歳以上の人口は約14万8千人で、高齢化率は20.8%です。左の図1のように、地域による高齢化率の違いも見られます。

65歳以上でひとり暮らしの人は約4万4千人で、そのうちの約6割は75歳以上です。また、高齢者のみの世帯（世帯の人が全員65歳以上）は約2万8千世帯です。65歳以上の人のうち、要介護認定を受けている人は約2割。そのうちの約7割になんらかの認知症の症状があります。

高齢の人のほか、これから高齢期を迎える人も対象にした「高齢者基礎調査」では、将来に感じる不安で最も大きいのは「健康」に関する点で、次いで「老後への漠然とした不安」「生計」の割合が高くなっています。

図1 ■日常生活圏域の区分および高齢者相談センター所在地と各圏域の高齢者人口等

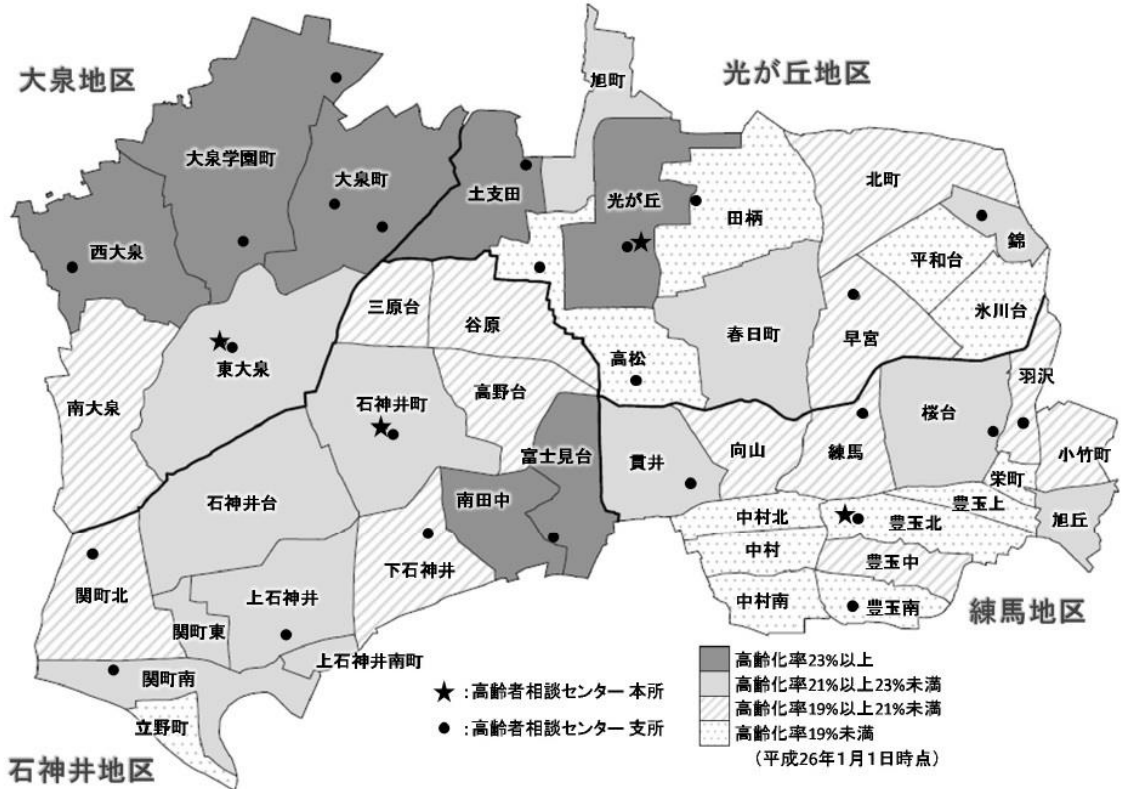


図2 訪問サービスの基準の変化（2014年10月29日開催の介護保険運営協議会資料1より抜粋）

※特に変更のある点について傍線をつけている。

	訪問介護で国が定めている基準		区が新たに定める基準	
	人員体制	資格	人員体制	資格
管理者	常勤・専従1以上	—	専従1以上	—
従事者	常勤換算2.5以上	介護福祉士・初任者研修等修了者	<u>必要数</u>	介護福祉士・初任者研修等修了者・国が定める一定の研修修了者
責任者	常勤の訪問介護員のうち利用者40人に1人以上	介護福祉士・実務者研修修了者・初任者研修等修了後3年以上の実務経験のある者	<u>従事者のうち必要数</u>	介護福祉士・初任者研修等修了者・国が定める一定の研修修了者
その他	月額報酬 ・週に1回の訪問13900円 ・週2回の訪問27900円		月額報酬 ・週に1回の訪問12900円 ・週2回の訪問25800円 ※生活援助（家事）のみ、1回60分以内	

介護職員初任者研修=以前のホームヘルパー2級、介護職員実務者研修=以前のホームヘルパー1級にあたる資格。